

令和7年第4回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月18日（木曜日）

10時00分開議

10時49分閉会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	片 岡 信 博	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	奥 田 誠
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	西 森 秀 成
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	福 原 和 美	教 育 次 長	吉 川 毅
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	井 上 健 一
代表監査委員	吉 岡 國 弘		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第11号の質疑を終結します。

認定第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 決算の概況のほうから質問させていただきます。

町産材の家について、スタッドハウスのことやと思いますが、モデルルームが1軒、池川にできていると思います。森に研修生用住宅2軒予定されていると思いますが、町外への販売実績や予定、あとは視察の状況等を教えてもらえたらと思います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。奥田農林課長。

○奥田農林課長 先ほどの藤原議員の質問に回答させていただきます。

スタッドハウスに関しましては、現在、町外での販売実績はまだございません。今年度、森地区に2棟建てる計画は進めさせていただいております。あと、スタッドハウスの視察団体についてですけども、令和6年3月から今9月までの視察件数は18団体、視察していただいた人数は延べ約340人となっております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 概況の14ページのGIGAスクール構想について、ICT教材の更新で2年ごとに更新していると聞いていますが、2年ごとであればリースがいいんじゃないかなと思います。あと、購入された機材の処分の方法等、どういう処置をしているか質問します。

○議長 執行部、黒川教育長。

○黒川教育長 藤原大議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の2年であればということですが、ごめんなさい、私どもの説明不足だと思いますけども、2年ではなくて5年使用した上でのことでございます。行政報告でお話しさせていただいたとおり、今年は、教師のパソコン、電子黒板用のパソコンの更新、これにつ

きましてはリースでございましたけども、あと、タブレットにつきましては購入で買っています。5年以上。ということで、短期間であれば、藤原大議員のおっしゃるとおり、リースのほうが安くなると思います。ただ、5年間となれば、リースになりますと利子分とかありますので、検討した結果、買うほうが安くなるということでこのような措置を取っております。以上でございます。

それと、買取り後の更新したときの処分でございますけども、これにつきましては、役場の関係の職員とかに、今現在、教育委員会のほうで利用したり図書室のほうに回したりしております。ほか、行政職のほうでも必要な方があればまた回したりさせていただきます。それで、余ったタブレットにつきましては、公売ということもあろうかと思うんですけども、どうしてもデータを全部削除はします。しますけども、どうしても専門の方からしてみたら抜き取られる可能性が残りますので、買った業者のほうに引取りを余った分についてはするようにしております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第1号の質疑を終結します。

認定第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第2号の質疑を終結します。

認定第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第3号の質疑を終結します。

認定第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第4号の質疑を終結します。

認定第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第5号の質疑を終結します。

認定第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第6号の質疑を終結します。

認定第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第7号の質疑を終結します。

認定第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第8号の質疑を終結します。

議案第45号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終結します。

議案第46号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終結します。

議案第47号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 20ページの第5款、3目の農業振興費の仁淀川町農業確立総合支援事業費補助金420万円は、これはフードプランの浄化槽の問題を解決するための補助金だという説明を受けましたけれども、いつこの工事が終わるのかを聞きたいのと、それから、24ページの教育費の3目教育振興費の高校生海外留学支援補助金事業50万円、これは個人名までは言えないと思いますが、どこの学校の何年生ぐらいまでは情報公開してもよろしいかと思えますので、この2点を聞いてみたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 先ほどの竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町農業確立総合支援事業費補助金420万円の分ですけれども、フードプランへの単体ろ過槽設置に関する補助金です。工事の完了時期につきましては、こちらの議会を通りましたら即座に申請を頂いて、交付決定が下りましたら、フードプランのほうで発注という形になります。こちらが、既製品ではなくて、フードプランに合ったような形での注文発注になりますので、単体ろ過槽を製作するに当たって相当な期間必要になります。設置に関しては1週間程度で完了するというふうに聞いておりますけれども、年度内には完了すると思います。もし早期に単体ろ過槽の製造ができましたら、12月ぐらいには完了す

るかもしれませんが、町としましては年度内完了という形で把握しております。

以上です。

○議長 吉川教育次長。

○吉川教育次長 高校生海外留学支援補助金について説明させていただきます。

対象者が少ないので、調べたら特定につながるかと思うんですけども、仁淀川町在住の佐川高校の3年生の方が、今回、県の海外留学の制度にそれこそ大変厳しい中採択されまして、カナダのバンクーバーのほうに海外留学に行くことができるようになったということで、なかなか県の事業採択だけでは費用のほうが厳しいということで、町内の子供でもありますし、今回、補助事業制度のほうを計上したということになります。

以上です。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 フードプランの処理槽については何とか年度内に済ませたいというお話でしたが、今の時期はいいんですね。水量が多いから。問題は、冬季から春季にかけての渇水期に非常に大きな問題になりますので、なるべくそれに間に合うように工事を完了ができるように進めてほしいというふうに思います。

それから、1つ先ほど質問を忘れていましたが、22ページの2目の観光費の委託料35万円、これは、不動産鑑定業務委託料というのはふれあい公園というふうな説明だったように思うんですが、あそこはふれあい公園の中のどこなのかということが分かりませんので、これが分かれば教えていただきたいと思います。

それから、留学生の件ですけど、今まさに佐川高校は数年先にはどうなるか分からないというふうな状況の中で、実はこの件については、今年の春頃、佐川の今の校長先生からじきじきに、実はこういうことでうちの生徒が通りましたということで、非常に喜んで電話を下さっていました。そういうことで、この田舎でも、やっぱりやる気を起こせば、目的を持てば、自分の夢がかなえられるといういい実例だというふうに思います。そういうことで、高校生に限らず、小学生も中学生も高校生も、やっぱり自分の目標をいかに早く見つけるかという教育に力を入れていくべきやというふうに感じたところです。そういったところで、学校教育は非常に地域の活性化にも大きくつながるという事例は全国的に知られているところです。やっぱりそういうところへも町も力を入れて、海外留学の夢がかなえられる生徒が町内から1人でも2人でも多く出るように進めてほしいなというふうに思います。

2回目を終わります。

○議長 執行部、答弁。池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 竹本議員の再質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町農業確立総合支援事業費補助金につきましては、フードプランのほうには、役場のほうから早期発注、早期完了を目指すよう働きかけていきたいと思います。

続きまして、6款の不動産鑑定業務委託料35万円の件ですけれども、こちらにつきましては、平成27年度に借地でありました北浦のふれあい公園及びふれあい公園オートキャンプ場の土地の購入をいたしました。その際に、ふれあい公園、遊具がある公園ですけれども、あちらの土地2筆の購入ができておりませんでした。その土地の地権者の方の代が替わりまして、その方に購入を打診しましたところ、売っても構いませんよというお返事を頂きました。よって、今回、2筆につきまして鑑定するということで鑑定業務委託料を計上させていただいております。

以上です。

○議長 片岡町長。

○町長 8月29日に県の教育長とお会いしたときにも、県の教育長自らが佐川高校からバンクーバーに約30日間行かれるという話を聞いて、私も大変うれしく思いました。やはりある意味恒久的な補助要綱、単年度だけでの仕組みではございませんので、こういうふうに国の事業、県の事業、やっぱり足を足す必要がありますので、補助金をこのように設けていただいて、後に続くような子供が来て、育っていただければよろしいと私も思っております。ありがとうございました。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終結します。

議案第48号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終結します。

議案第49号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤崎源彦君。

○4番 質問というよりも教えていただきたいんですが、これの入札結果もつけられていまして、業者名が5者で入札して、そのうち3者は辞退していると。2者での入札となっていますが、この辞退した理由をどのように把握しているか、教えてください。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

辞退の理由でございますが、申し訳ございませんが、把握しておりません。

以上です。

○議長 ほかに。藤原大君。

○3番 契約金額5,200万円で、客室の改装ということなんですが、客室の改装は、僕が思うには、指定管理というか、維持管理ではないなと思うんですが、アプロス側からの負担割合というか、そういうものはないんでしょうか。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 ただいまの藤原議員のご質問にお答えいたします。

藤原議員の質問ですが、業者側の負担は今回はございません。と申しますのも、確かにこの客室は利益を得るための改修になるわけですが、コロナ、それから、その後の物価の高騰、人件費の高騰等、厳しい社会状況が続いておりまして、そのときに経営コンサルタントに入っていて業務の分析をしていただく中で、ゆの森は非常に稼働率の高い優良な宿泊施設であるにもかかわらず、黒字が出ない。その理由は、やっぱりどうしても忙しいときにお客さん、宿泊客に十分対応し切れない、取りこぼしというのが一番大きな要因じゃないかというようなこともありまして、そういう指摘を受けて、ゆの森側とも話をしまして、その取りこぼしをなくすために、客室を増やして、今後、黒字化を図っていきたいと。そして、黒字化を図ることができれば、おっしゃいましたように、様々な施設の改修部分ですとか、また、それ以外にも、町や町民への何か還元するような、そういういった方策もやっていただけるんじゃないかというふうに考えておりますので、今回につきましては、県補助金も頂いて、町のほうで改修させていただいて、経営の黒字化を図りたいということでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。若藤敏久君。

○8番 一言、苦情を言っておきます。5,270万円、こういう金額をかけてゆの森を改修して、あんたらはどれだけ利益が出て元が取れると思っとるか、そこら辺、算段してはりますか。今までゆの森については、再三再四、お金を入れて、増築、改築やってきておりますが、いつまでたっても赤字、赤字。住民からは大変な批判の声を聞きますよ。こういうことを一言言っておいてくれというような声もありましたので、一言言っておきますけど、この5,200万円もかけて、部屋代が何ぼかどうかわらんけど、何年たったら元が取

れると思っとなるか、そこら辺、採算があれば教えてください。

以上です。

○議長 執行部、竹本副町長。

○副町長 若藤議員のご質問にお答えいたします。

確かに5,200万円というのは非常に大きなお金でございますので、何年たてばこれを回収できるかということになりますと、これが10年、20年というような話にもなろうかと思えますし、なかなか明確にお答えすることはできませんが、非常に町内の住民の方も働いておる場所でございますので、何とか早く黒字化に持っていかなんといかんと思っています。それから、これまでも赤字経営が続いていますけれども、町のほうから施設改修以外に営業用の資金を出したこともございませんので、今の時点で何とかてこ入れをして、今後は改修費用もできるだけ抑えられるような方向に持っていきたいと思えますので、どうかご理解よろしくをお願いいたします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第49号の質疑を終結します。

議案第50号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第50号の質疑を終結します。

議案第51号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第51号の質疑を終結します。

議案第52号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終結します。

これより人事案件となります。

同意第1号ですが、吉岡代表管監査委員からの退席の申出が出ております。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第1号の質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第2号の質疑を終結します。

これで質疑を終了いたします。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第11号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第1号、令和6年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第2号、令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第3号、令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第4号、令和6年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第5号、令和6年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第6号、令和6年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第7号、令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、認定第8号、令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第45号、仁淀川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第46号、罹災者に対する救助金支給条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第47号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第48号、令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第49号、令和6年度（繰越）中津溪谷ゆの森客室改修工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第50号、令和6年度（繰越）防災・安全交付金事業 町道家古屋岩丸線道路改良工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第51号、令和6年度道路メンテナンス事業 町道北川線（昇雲橋）橋梁修繕工事請負契約の一部変更については原案どおり可決されました。

議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第52号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更については原案どおり可決されました。

これより人事案件ですが、吉岡監査委員より退室の申出が出ております。

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号、監査委員の選任について同意を求めることを議題とします。

同意第1号は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第1号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、同意第1号、監査委員の選任については同意することに決定しました。

吉岡監査委員の復帰を認めます。

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号、副町長の選任について同意を求めることを議題とします。

同意第2号も人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第2号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、同意第2号、副町長の選任については同意することに決定しました。暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、仁淀川町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙管理委員4名及び補充員4名の任期が令和7年9月30日で任期満了となるため、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いた

しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に加藤亀生君、氏次司君、堀本ふみ子君、大原達也君、以上の4名を推薦します。同補充員に1番、黒川紀子君、2番、植田和生君、3番、吉村裕司君、4番、濱渦美喜子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました8名の方々を仁淀川町選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8名の方々が当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

これで選挙管理委員及び補充員の選挙を終了します。

日程第4、発議第3号、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書の採択についてを議題といたします。

お手元に発議書がございます。発議第3号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ここで、昨日、一般質問時に若藤議員より提案のあった（仮称）町道安居溪谷線の入札等に関する調査特別委員会の設置ですが、議員の皆様にお諮りしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りします。町道安居溪谷線の入札等に関する調査特別委員会の設置に賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。全員賛成のため、この調査特別委員会は設置ということになりました。

委員の選出はどのようにされますか。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時49分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この調査特別委員会の委員が決まりましたので、発表します。岡田良成君、若藤敏久君、藤崎源彦君、小野直孝君、野村安夫君の5名といたします。

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和7年第4回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員